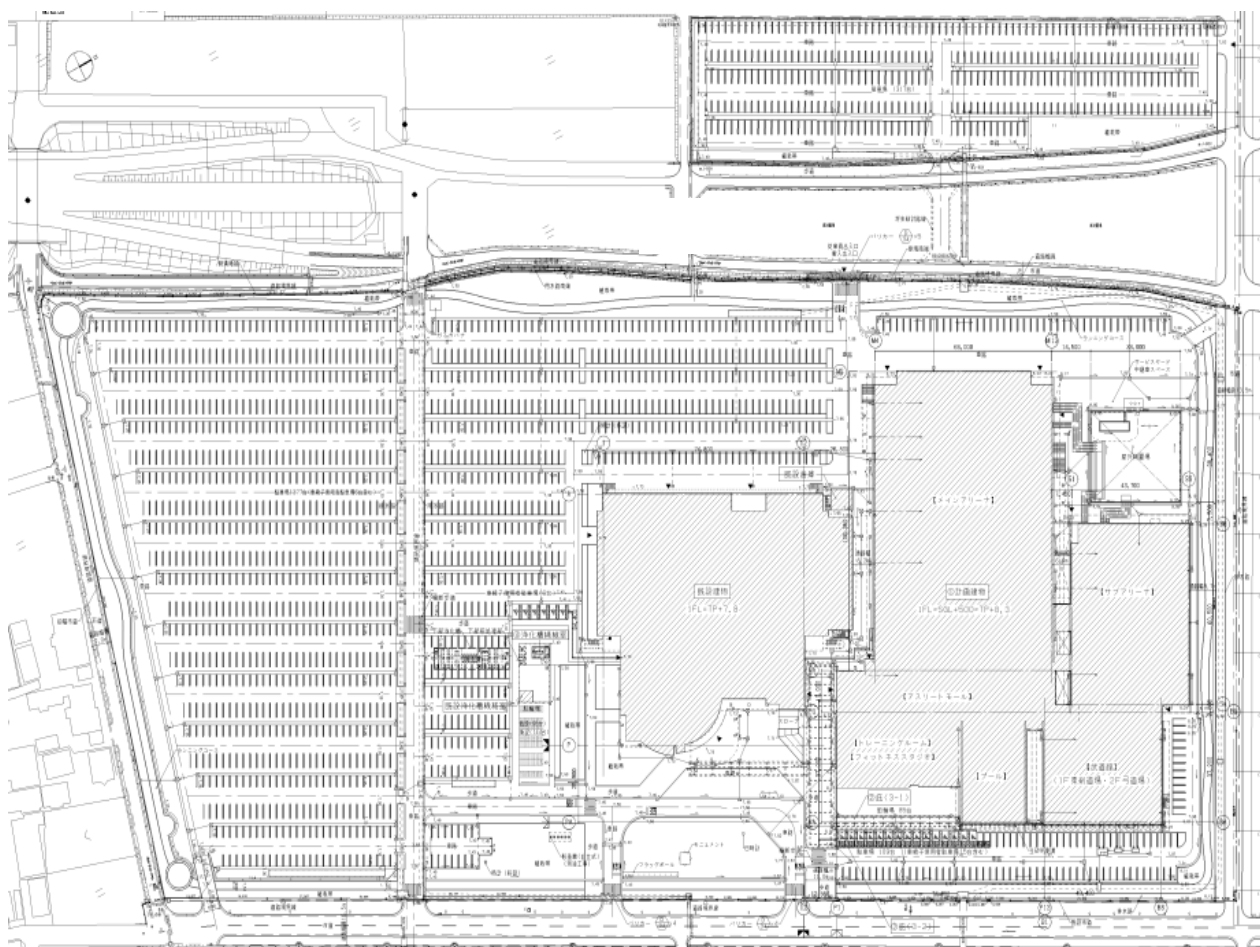


3 屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）



(1) 屋外展示場として使用する場合の利用料金 **【新】**

(税込)

時間区分	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時
利用料金	1 m ² あたり 6 円	1 m ² あたり 8 円	1 m ² あたり 8 円

備考

1. 屋外展示場として使用する場合は、イベント等で駐車場等を占有して使用することをいいます。
2. 利用料金は使用する面積に応じた料金となります。
3. 準備または原状回復のために使用する場合は、当該利用料金の半額（10 円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。
4. 区分外使用についての利用料金は、超えて使用した 1 時間（1 時間未満の端数は 1 時間とします）ごとに当該利用料金の 1 時間当たりの額（10 円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。この場合、正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までの間の使用については、午後 1 時から午後 5 時までの区分に掛かる 1 時間当たりの料金となります。
5. 各区分の 2 区分又は 3 区分を連続して使用する場合は、使用した各区分に係る利用料金の合計額となります。
6. 時間短縮による利用料金の減額は行いません。

(2) 一時駐車場として使用する場合の利用料金【新】

(税込)

使用区分	普通自動車以下 1台1時間当たり	大型車 1台1時間当たり
6時間未満	45円	180円
6時間以上12時間未満	39円	157円
12時間以上18時間未満	38円	155円
18時間以上24時間未満	38円	153円
24時間以上	38円	152円

備考

- 一時駐車場として使用する場合は、津市産業・スポーツセンター施設及び当該地を屋外展示場として使用する場合の利用が伴わない、車両の一時駐車のことをいいます。
- 利用料金は上記の時間区分の料金に、車両の駐車台数と使用時間を乗じた額となります。

(3) その他の場合

ア 物販の場合【新】

(税込)

使用区分	1㎡1時間当たり
物販	200円

備考

- 物販とは、施設及び駐車場を屋外展示場として使用する場合の利用者以外で、キッチンカーによる食物販売やテントでの食物、土産等の販売を行うことをいいます。
- 物販でしようとする時間に、津市産業・スポーツセンター施設及び当該地を屋外展示場として使用する利用者が存在する場合は、指定管理者を通じ、この利用者の承諾を得た場合のみ使用できます。
- 午前9時から午後10時までの時間を超えての使用における利用料金は、当該使用時間に係る利用料金に、その超えて使用した1時間（1時間未満の端数は1時間とする）ごとに200円を乗じて得た額を加えた額となります。

イ 組立作業の場合【新】

(税込)

使用区分	1㎡1時間当たり
組立作業	2円

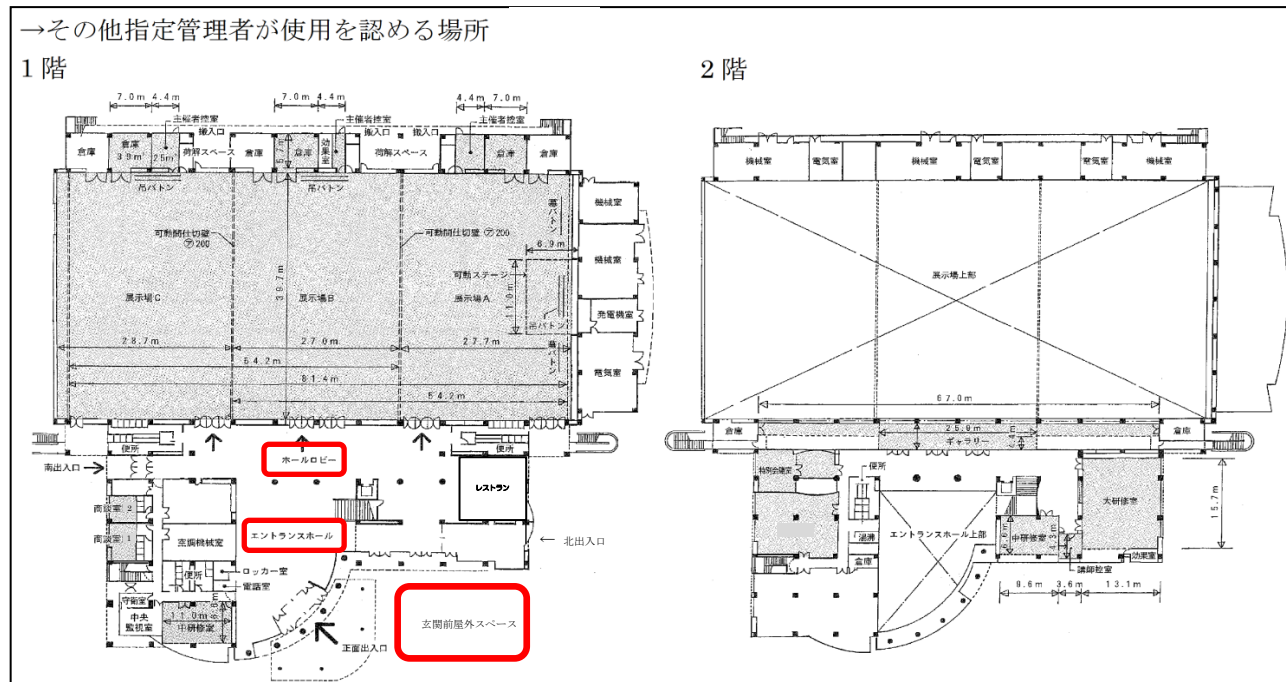
備考

組立作業とは、住宅メーカー等が当該地を使用して行う組立などの作業を行うことをいいます。

ウ 物販及び組立作業以外の場合

物販及び組立作業以外の場合で、展示会等のイベントには該当しないが講習会等で当該箇所を占有して使用する場合は、屋外展示場として使用する場合の利用料金に準じます。

4 その他指定管理者が使用を認める場所



(1) 物販（自動販売機設置を除く）の場合

屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）のその他の場合（物販）の利用料金に準ずることとします。

(2) 物販以外の場合

屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）を屋外展示場として使用する場合の利用料金に準ずることとします。